

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つです。誤った捜査や裁判によって生じた冤罪被害者的人権救済は当然のことであり、再審制度が規定されています。

しかしながら、現行の刑事訴訟法において、再審請求手続の審理の在り方にに関する規定は19箇条しかなく、再審請求手続をどのように行うかは、裁判所の広範な裁量に委ねられていることから、審理の適正さが制度として担保されず、公平性が損なわれかねない状態との指摘もあります。こうしたことは再審制度に明確な決まりがなく、大正時代に作られた構造のままになっているからにはなりません。人権救済の観点からも裁判所は再審請求を受理した後は一定期間内に実質的な審理を開始することなどをはじめとする明確な制度化が求められます。

また、これまでの冤罪事件では、警察や検察等の捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになることが、冤罪被害者を救済するための大きな要因となっているものの、現行法には警察や検察等の捜査機関の手元にある証拠を開示させる制度的保障がないため、裁判所や検察の対応によって証拠開示の範囲に大きな差を生じさせており、証拠開示の法制化も不可欠です。

さらに、長い年月をかけて再審開始決定を得たとしても、検察官が不服申立てをすることで、再審公判に移行するまでに長期間を要することとなり、結果、罪を犯していない人が長年にわたり自由を奪われ、人権を侵害されたままとなってしまいます。

よって国におかれましては、冤罪被害者を一刻も早く救済するため、諸課題の整理を進め再審請求に関する明確な制度の構築を図るとともに、特に再審請求手続きにおいて、捜査機関が保管する証拠を開示すること及び再審開始決定に対する検察官の不服申立てに制限を加えることを内容とする刑事訴訟法の再審規定の改正を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月28日

豊橋市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣總理大臣
総務大臣
法務大臣



あて